



発行 新潟県

第50号

平成25年6月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

訓 令

14 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正(情報政策課)

告 示

825 救急病院等の指定(医務薬事課)

826 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)

827 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)

828 土地改良事業の工事完了届(農地建設課)

829 公共測量の実施通知(監理課)

830 新潟県土地利用基本計画の変更(用地・土地利用課)

831 道路の区域変更(道路管理課)

832 道路の供用開始(道路管理課)

833 道路の区域変更(道路管理課)

834 都市計画区域の変更(都市政策課)

835 都市計画の変更(都市政策課)

836 都市計画の変更(都市政策課)

837 用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限の指定(建築住宅課)

838 港湾計画の変更(港湾整備課)

839 港湾計画の変更(港湾整備課)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施(医務薬事課)

職業訓練指導員試験の実施(職業能力開発課)

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更(水産課)

公聴会の開催の中止(都市政策課)

企業局訓令

1 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正(企業局総務課)

病院局訓令

1 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正(病院局総務課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

26 参議院新潟県選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間(選挙管理委員会)

27 参議院新潟県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間(選挙管理委員会)

28 参議院新潟県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)

- 29 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 30 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び異動報告（選挙管理委員会）

議会訓令

- 3 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正（議会事務局総務課）

教育委員会訓令

- 4 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正（教育庁総務課）

警察本部訓令

- 14 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正（情報管理課）

監査委員訓令

- 1 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正（監査委員事務局）

人事委員会訓令

- 1 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 2 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）
- 3 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）

訓 令

- ◎新潟県訓令第14号
- ◎新潟県企業局訓令第1号
- ◎新潟県病院局訓令第1号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第4号
- ◎新潟県警察本部訓令第14号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号

本 庁
 地 域 機 関
 企 業 局
 病 院 局
 議 会 事 務 局
 教 育 庁
 教 育 機 関
 県 立 学 校
 警 察 本 部
 監 査 委 員 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号、平成12年3月新潟県企業局訓令第2号、平成12年3月新潟県病院局訓令第2号、平成12年3月新潟県議会訓令第1号、平成12年3月新潟県教育長訓令第3号、平成12年3月新潟県警察本部訓令第3号、平成12年3月新潟県監査委員訓令第1号、平成12年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から実施する。

平成25年6月28日

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦
 新 潟 県 企 業 管 理 者 早 福 弘
 新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 若 月 道 秀
 新 潟 県 議 会 議 長 小 川 和 雄
 新 潟 県 教 育 委 員 会 委 員 長 栗 田 修 行
 新 潟 県 警 察 本 部 長 砂 川 俊 哉
 新 潟 県 代 表 監 査 委 員 野 上 信 子
 新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 情報処理システム 所管課等及び地域機関等において、 <u>サーバ</u> 、パーソナルコンピュータ等を利用して事務処理を行うために必要なデータ処理の体系をいう。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 情報処理システム 所管課等及び地域機関等において、 <u>はん用コンピュータ</u> 、パーソナルコンピュータ等を利用して事務処理を行うために必要なデータ処理の体系をいう。

(6) 庁内ローカルエリアネットワーク (以下「庁内LAN」という。) 所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網をいう。

(7) 端末機 サーバと接続して、データ処理を行うために設置する情報処理機器をいう。

(8) 公開系システム 所管課等及び地域機関等に設置されたインターネットに接続している情報処理システムをいう。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(職員の責務)

第3条 職員は、情報処理システムの運用に当たっては、個人情報及び一般に公表することにより行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報の保護に万全を期さなければならない。

2 (略)

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 (略)

2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び公開系システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

3 (略)

(データの管理)

第9条 データ(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものに限る。次項において同じ。)の管理は、当該データに係る情報処理システムを所管するシステム所管課長等が行う。

2・3 (略)

(6) 新潟県データ通信網 所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網及び当該データ通信網に接続された情報処理機器をいう。

(7) 庁内ローカルエリアネットワーク 新潟県データ通信網に接続した情報処理機器を利用した全庁的な情報サービスシステムをいう。

(8) ホストコンピュータ 情報政策課内に設置されたはん用コンピュータをいう。

(9) 端末機 ホストコンピュータ又はサーバと接続して、データ処理を行うために設置する情報処理機器をいう。

(10) 新潟県インターネットシステム 情報政策課内に設置されたインターネットサーバを利用した情報処理システムをいう。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(職員の責務)

第3条 職員は、情報処理システムの運用に当たっては、個人情報の保護に万全を期さなければならない。

2 (略)

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 (略)

2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(新潟県データ通信網、庁内ローカルエリアネットワーク、ホストコンピュータ、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び新潟県インターネットシステムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

3 (略)

(データの管理)

第9条 データ(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものに限る。次項において同じ。)の管理は、当該データに係る情報処理システムを所管するシステム所管課長等が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合は、システム所管課長等と情報政策課長が共同で行うことができる。

2・3 (略)

<p>(データの利用)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第3節 <u>庁内LAN等の利用手続等</u></p> <p>(<u>庁内LAN等の利用の承認</u>)</p> <p>第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>庁内LAN</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>公開系システム</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第16条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(データの利用)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>所管課長等は、情報政策課長が保管するデータを必要とするときは、当該データに係るシステム所管課長等の承認を得て、これを利用することができる。</u></p> <p>第3節 <u>新潟県データ通信網等の利用手続等</u></p> <p>(<u>新潟県データ通信網等の利用の承認</u>)</p> <p>第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>新潟県データ通信網</u></p> <p>(2) <u>庁内ローカルエリアネットワーク</u></p> <p>(3) <u>ホストコンピュータ</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>新潟県インターネットシステム</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>オンラインシステムの運用時間</u>)</p> <p>第14条 <u>オンラインシステム（ホストコンピュータと端末機を新潟県データ通信網で接続してデータ処理を行う情報処理システムをいう。）の運用時間は、総務管理部長がオンラインシステムを所管する部局長と協議の上、別に定めるものとする。</u></p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第17条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに対する認識の高揚を図るため、研修を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

◎新潟県告示第825号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 山北徳洲会病院
- 2 所在地 村上市勝木1340番地1
- 3 有効期間 平成25年7月3日から
平成28年7月2日まで

◎新潟県告示第826号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

監事	燕市下栗生津527番地	河合 一
〃	〃 熊森228番地	山田 一良
〃	新潟市西蒲区中郷屋65番地	田島 勝廣
〃	〃 西蒲区井随1427番地	武田 忠平
〃	〃 西区赤塚4245番地	原田 秀和

就任年月日 平成25年6月16日

2 退任

監事	燕市小高5337番地	片山 喜一郎
〃	新潟市西蒲区橋本761番地	鈴木 哲
〃	〃 西蒲区中郷屋65番地	田島 勝廣
〃	〃 西蒲区茨島1280番地	長沼 正夫
〃	〃 西区小新1684番地	稲泉 保

退任年月日 平成25年6月15日

◎新潟県告示第827号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営吉田地区区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年7月1日から平成25年7月29日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第828号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年6月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	舞子上	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	平成25年5月22日

◎新潟県告示第829号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（村上地域振興局）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 霧出地区確定測量）
- 2 作業期間 平成25年6月20日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字土沢ほか 地内

◎新潟県告示第830号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新潟県土地利用基本計画図の変更

(1) 都市地域に次の区域を追加する。

区域	面積（ヘクタール）
胎内市の一部	1,022

◎新潟県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市水口沢46番から	新	9.0～16.4メートル	119.0メートル
同市中屋敷3番12まで	旧	8.9～11.0メートル	113.4メートル

◎新潟県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路 線 名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間 十日町市水口沢46番から同市中屋敷3番12まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 7 月 1 日

◎新潟県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 6 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 柳島信濃坂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区棚広字平等 3122 番 3 から 同市牧区棚広字平等3114番 1 まで	新	(A)2.0～4.8メートル	217.5メートル
		(B)2.0～5.0メートル	204.0メートル
	旧	2.0～4.8メートル	217.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第834号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、中条都市計画区域を次のとおり変更する。

平成25年 6 月28日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称 胎内都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

新潟県胎内市
塩沢、東牧、下江端、黒川、切田及び蔵王の各全部
平木田字山下の一部
近江新字山下、字大藪、字土手下、字野添、字西浦、字橋本、字大道端及び字屋敷の各全部並びに字東浦の一部
下館字坪頭及び字大開の各全部並びに字山口、字黒俣及び字黒俣山の各一部
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

◎新潟県告示第835号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

◎新潟県告示第836号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 胎内都市計画道路
- 2 名称
 - 1・3・1号 新潟村上幹線道路
 - 3・2・1号 一般国道7号線
 - 3・4・2号 中条駅前通り線
 - 3・4・3号 本郷羽黒線
 - 3・4・4号 西中央通り線
 - 3・4・7号 本町通り線
 - 3・4・11号 船戸村松浜線

◎新潟県告示第837号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第1号及び同法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を次のとおり定める。

なお、関係図書は新潟県土木部都市局建築住宅課及び胎内市に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定する区域

胎内市

塩沢、東牧、下江端、黒川、切田及び蔵王の全部

平木田の一部

近江新の一部

下館の一部

2 定める数値

- (1) 法第52条第1項第6号の規定に基づく数値
10分の20
- (2) 法第53条第1項第6号の規定に基づく数値
10分の7
- (3) 法第56条第1項第1号の規定に基づく法別表第3（に）欄5の項の数値
1.5
- (4) 法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
2.5

◎新潟県告示第838号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

平成25年 6 月28日

新潟港港湾管理者

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 港湾計画の変更年月日

平成25年 6 月13日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
東港区 中央水路西地区	臨港道路	臨港道路西埋立島見線 起点 西埋立地区 終点 県道島見豊栄線 2車線

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東港区 中央水路西地区	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地 緑地 公共用地	面積9ヘクタール 面積11ヘクタール 面積192ヘクタール 面積12ヘクタール 面積40ヘクタール 面積14ヘクタール

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番3号

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目1214番地

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

◎新潟県告示第839号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、岩船港港湾計画を次のとおり変更した。

平成25年 6 月28日

岩船港港湾管理者

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 港湾計画の変更年月日

平成25年 6 月13日

2 港湾計画の変更の概要

外郭施設計画

施設	能力
南防砂堤	延長300メートル
第2南防砂堤	延長170メートル

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課
村上市田端町6番25号
新潟県村上地域振興局地域整備部

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び柏崎地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆめ福祉会
- 3 代表者の氏名
菊地 光紀
- 4 主たる事務所の所在地
刈羽郡刈羽村大字刈羽 3584 番地 1
- 5 定款に記載された目的
 - (1) この法人は、障がい者に対して、就労提供に関する事業を行い、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
 - (2) この法人は、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
 - (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (4) まちづくりの推進を図る活動

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいがたぬくもりの会
- 3 代表者の氏名
野本 武義
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大潟区犀潟 468 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、グループホームを開設し、その運営を行い、精神疾患による精神障害者の

社会復帰及びグループホームでの入居者の日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立及び生活の質の向上を援助するとともに広く精神医療、保健福祉の増進を図ることを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) <u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業</u> (2)～(7) (略)	(事業) 第5条 (略) (1)～(6) (略)

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成25年6月28日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 業務の概要

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務(以下「本件業務」という。)

2 プロポーザルの内容

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容等については、新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所

(1) 交付期間

平成25年6月28日(金)から平成25年7月8日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1(行政庁舎11階)

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成25年7月18日(木)までに書面で通知する。

(1) 個人又は法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (7) 平成25年6月28日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - (4) 平成25年6月28日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
- ウ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- オ 一般病床数400床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を2件以上有すること。
- カ 本実施要領の交付を受けている者であること。
- キ 本プロポーザルに関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

- ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。
 - なお、締結した協定書（原本）及び共同企業体構成一覧表（本プロポーザル実施要領に定める様式に限る。）を一部提出すること。
 - (7) 目的
 - (4) 共同企業体の名称
 - (4) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称、権限
 - (4) 構成員の出資比率
 - (4) 各構成員の責任
 - (キ) 取引金融機関
 - (7) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
 - (7) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置
 - (イ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任
 - (4) その他必要な事項
- イ 構成員の数が4者以内であること。
- ウ 共同企業体の代表者が、(1)オ並びにカに掲げる要件を満たしていること。
- エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
- オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- カ 共同企業体を構成する全ての者が、5に定めるところによりプロポーザル参加資格要件確認申請書等を提出し、本プロポーザルに係る参加資格を有することについて新潟県魚沼基幹病院事業新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成25年7月16日（火）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。）とし、平成25年7月16日（火）午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成25年8月8日(木)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務企画提案書等在中」と朱書きすること。)とし、平成25年8月8日(木)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

7 本プロポーザルに関する質問等

プロポーザル実施要領による。

8 審査等

(1) 提出された書類は、新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院医療情報システム構築業務プロポーザル競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 履行期限

契約締結の日から平成27年5月31日(日)まで

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、企画提案書等に記載されたプロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダーは、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- (8) プロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダーは特別の理由があると認められた場合を除き、本件業務の開始日から本業務に従事すること。
- (9) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）。

11 Summary

- (1) Subject matter of proposal
Hospital Information System for Unuma Kikan Hospital
- (2) Deadline for Application
July 16 , 2013 5 : 15 P.M.
- (3) Deadline for Proposal Submission
August 8 , 2013 5 : 15 P.M.
- (4) For more information, contact:
Office : Management Division, Department of Administration,
Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital
Adress : Department of General Affairs and Management
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata,
950-8570, Japan
Tel : 025-280-5973
Fax : 025-284-0277

提案評価項目

機能等評価点

評価区分	細分類	評価項目	評価基準	配点	配点内訳	割合
提供する医療情報システム	機能面	基本コンセプト・システム概念図	基本コンセプトは病院にふさわしい医療情報システムの提案であるか。電子カルテを中心とした各部門システムとの連携が可能な提案であるか。	150	30	7.5%
		機能向上拡張性	システムの機能向上及び拡張性		カスタマイズ費用発生に関する考え方やカスタマイズ費用の発生根拠が明確であるか。また、パッケージ機能の追加やバージョンアップ、バグフィックス、サーバOSやミドルウェアのバージョンアップに対するパッケージソフトの考え及び費用負担についての根拠が明確であるか。	20
	将来的にユーザが増加した場合の費用についての根拠が明確であり、費用圧縮に優れているか。				10	2.5%
	レスポンスの向上及び維持するための仕組み及び方策等に関し、有効な対応方法等が具体的に記載されているか。				10	2.5%
	業務の効率化				病院業務全体及び部門毎の業務の効率化を実現する提案になっているか。	20
	提案面	業務の高度化	本調達のシステムで蓄積され、病院経営や臨床研究に活用可能なデータが明確になっており、且つ業務での効果的なデータ活用が提案されているか。		20	5.0%
		システムのスリム化	高度な業務レベルを実現しつつ、システム構築コスト及び運用委託コスト等の削減を目指しているか。		20	5.0%
		魚沼地域医療連携ネットワークの利用	院内の電子カルテ端末から、魚沼地域医療連携ネットワークシステムにアクセスする仕組みが実現できる提案であるか。		10	2.5%
		業務特性要件	ユーザビリティの確保		使用頻度の特に高い画面は使い勝手のよい画面を実現することができるか。また、シングルサインオンが実現できない部門システムが明らかであり、且つ、ログイン方法並びにユーザ管理方法が容易であるか。	10
	システム開発方針	スケジュール	全体計画及びスケジュール		システム稼働までに必要な作業項目、作業時期、作業担当者が明確であるか。	100
開発体制		プロジェクトマネージャ	プロジェクトマネージャは、プロジェクト管理能力及び経験が十分にあるか。	20	5.0%	
		プロジェクトリーダー	プロジェクトリーダーは、パッケージ知識、病院業務に関する知識及びメンバーへの指導能力が十分にあるか。また、コミュニケーション能力が十分にあるか。	20	5.0%	
		開発体制全体	開発時の体制は業務遂行にあたって、十分な体制となっているか。また、開発作業において新潟県の負担軽減を考慮した役割分担や「財団」及び「医療情報部会」との関連が考慮されているか。	20	5.0%	
プロジェクト管理		プロジェクト管理	システム開発に当たり発生すると考えられる課題、その具体的な対策方針は妥当か。	10	2.5%	
			スケジュール管理、成果物の品質管理、課題管理並びにリスク管理等の実施方法は妥当か。	10	2.5%	
環境構築	システム構成	システム構成	ソフトウェア、ハードウェアの構成の根拠が明確であり、機能とコストのバランスがとれている提案であるか。また、仮想化等によりハードウェア構成のスリム化やオープンな技術の採用等が提案されているか。	50	30	7.5%
	セキュリティ対策	権限に応じた画面やデータへの適切なアクセス制御が実現できる提案であるか。また、開発期間中及びシステム稼働後におけるサーバへの不正侵入及び情報漏えい防止策などセキュリティ対策が十分考慮された提案であるか。	20		5.0%	
運用・研修・保守	研修	研修	円滑に本稼働に移行するための研修の実施についての提案があるか。また、運用後の新採用者の研修方法について提案があるか。	70	10	2.5%
	ドキュメント整備	ドキュメントの整備	開発時の設計書やマニュアル等のドキュメントの整備及びドキュメントの永続的な改修の提案があるか。		10	2.5%
	運用保守	保守体制	ハードウェア、ソフトウェア保守に係る体制について明確であり、人員、対応方法等が優れているか。		20	5.0%
			障害発生時のサポート体制が明確であり、受付時間、対応までの時間、対応方法等が優れているか。		20	5.0%
保守・運用支援に対する方針	運用支援(オペレータ)で対応可能なプログラム範囲が明確であり、その対応範囲等が優れているか。	10	2.5%			
自由提案要件	自由提案事項	事業者のアピール事項	新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院の医療の質、業務効率向上に貢献可能な提案であるか。	30	30	7.5%
(機能等)合計				400	100.0%	100.0%

価格等評価点

提案見積価格	下記の算定方法により評価する	200
--------	----------------	-----

評価点

機能等評価点+価格等評価点	600
---------------	-----

価格点の算定方法について

提案見積価格=初期費用見積価格+保守費用見積価格

評価点=200点×最低提案見積価格/提案見積価格(小数点以下第1位を四捨五入する。)

※ 最低提案見積価格とは全提案者中、最も低い提案見積価格をいう。

※ 保守費用見積価格は、ハードウェア・ネットワーク・ソフトウェア保守費用の稼働日から平成32年5月末までの総額。

※ 5年間の保守に対応できない場合は、当該項目を0点とする。

※ 参加者が1者のみの場合、または、全ての参加者の提案見積価格が同額の場合は、価格点を一律100点とする。

職業訓練指導員試験の実施について(公告)

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

溶接科、事務科

(2) 学科試験のうち指導方法試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる免許職種

2 試験の科目

試験職種	試験の科目
溶接科	<p>[実技試験]</p> <p>1 溶接</p> <p>2 ガス切断</p> <p>[学科試験]</p> <p>1 指導方法 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関連法規(以下同じ)</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>①材料(材料力学 金属材料)</p> <p>②製図(読図法)</p> <p>③溶接法(ガス溶接法 ガス切断法 アーク溶接法 電気抵抗溶接法 炭酸ガス溶接法 熱処理法)</p> <p>④測定法(測定用具及び機器 測定法)</p> <p>⑤安全衛生(安全管理 衛生管理)</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>①特殊溶接法(アルゴンアーク溶接法 プラズマ溶接法 レーザー加工法)</p> <p>②試験検査法(試験検査機器 破壊検査 非破壊検査 関係法規)</p>

<p>事務科</p>	<p>[実技試験] 1 文書実務 2 計算実務 3 簿記及び会計実務 [学科試験] 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ①事務一般(企業形態 企業組織 応接法 O A機器 関係法規) ②安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ①事務(総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 O A事務) ②簿記・会計(商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算)</p>
<p>1の(2)に掲げる免許職種</p>	<p>[学科試験] 指導方法</p>

3 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。
 - ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
 - ※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の期日

- (1) 学科試験 平成25年9月12日(木) 午前10時から
- (2) 実技試験 平成25年9月13日(金) 午前9時から

5 試験場所

県立新潟テクノスクール(新潟市中央区鏡西1-11-2)

6 受験手続き

- (1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類(技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等)、写真2枚(45mm×35mmの大きさに申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像)、50円切手1枚及び受験手数料
- (2) 受験手数料

学科試験3,100円、実技試験15,800円(新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。)
 ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。
- (3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570(新潟県庁専用郵便番号)
 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係
 なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず書留郵便とすること。
- (4) 申込書類の受付期間

平成25年7月29日(月)から平成25年8月9日(金)まで
 なお、郵送の場合は8月9日の消印があるものまで有効とする。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

8 合格発表

平成25年10月4日(金)に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページ

ジに掲載する。

9 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262 (直通)
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

10 その他

- (1) 受験の注意事項(実技試験に関する携行品等)については、後日受験者に通知する。
- (2) 試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について(公告)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成25年7月1日から適用する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

海面漁業の生産量及び生産額に関する数値を最新のものに更新した。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

まさば及びごまさばの知事管理量を若干に、ずわいがにの知事管理量を337トンに変更した。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成25年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	21トン
小型機船底びき網漁業	156トン
刺し網漁業	147トン
その他のかご漁業等	13トン

公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、妙高都市計画道路の変更の素

案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年6月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成25年7月8日(月) 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
妙高市役所 402・403会議室
妙高市栄町5番1号

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、多人数用透析液供給装置・透析用監視装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月28日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
多人数用透析液供給装置・透析用監視装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成25年10月31日(木)
 - (4) 納入場所
新潟県立吉田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年7月5日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年7月12日(金) 午前10時00分

新潟県立吉田病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年8月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成25年7月9日(火) 午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (8) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 再入札の結果落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21の14第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。
 - ③ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 被登録資格決定基準日 平成25年7月3日

(ただし、年齢については、平成25年7月21日とする。)

2 登 録 日 平成25年7月3日

3 縦 覧 期 間 平成25年7月4日

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

縦 覧 期 間 平成25年7月4日

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成25年7月4日

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、田上町選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
田上町曾根交流センター	南蒲原郡田上町大字 横場新田 2060	講堂	241.30	平成25年6月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
中郷コミュニティプラザ	上越市中郷区二本木 1959 番地 4	ホール	167.70	平成25年6月2日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
牧コミュニティプラザ	上越市牧区田島 705 番地 10	集会室	192.10	平成 25 年 6 月 2 日
		憩いの間	45.30	
		(旧集会室)	(旧 192.10)	

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号） 第67条第 1 項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については適用しない。

平成25年 6月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

1 禁止海域

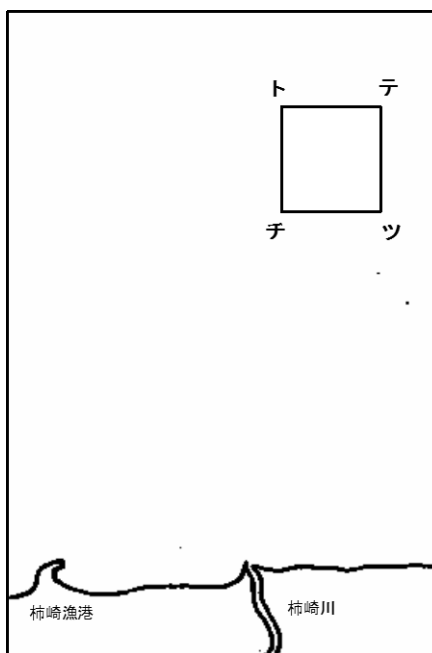
次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

- 点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点
- 点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点
- 点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点
- 点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点

2 禁止期間

平成25年 8月20日から平成25年11月30日まで
及び平成26年 8月20日から平成26年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域図



◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

平成25年6月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

1 禁止海域

(1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点

点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点

点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点

点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点

(2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点

点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点

点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点

点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点

(3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点

点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点

点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点

点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点

(4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点

点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点

点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点

点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点

(5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点

点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点

点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びナの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、ヘ、ホ、マ及びフの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点ヘ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

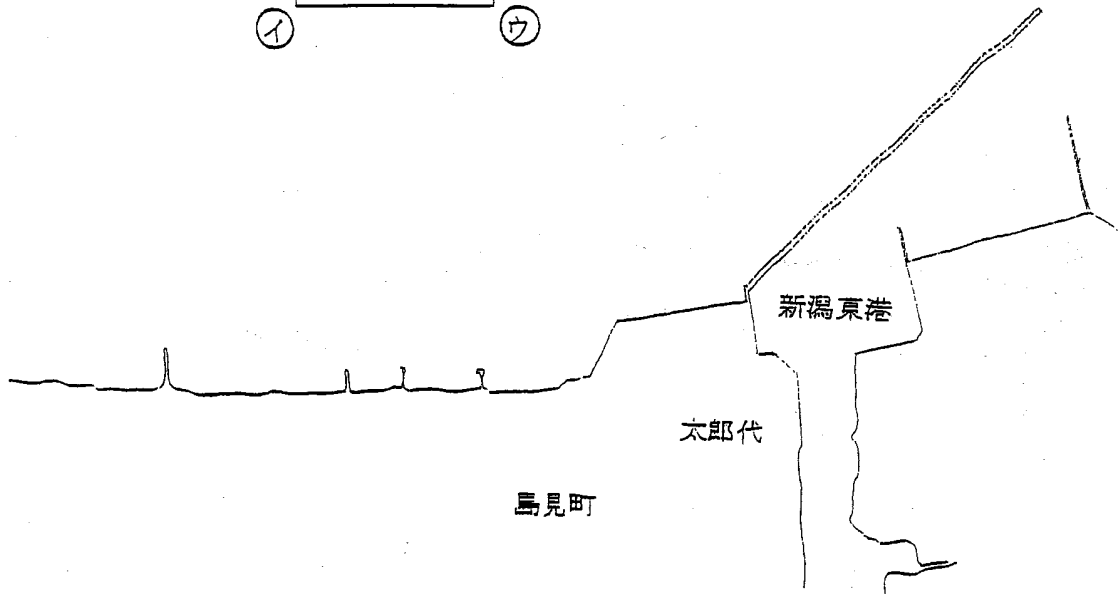
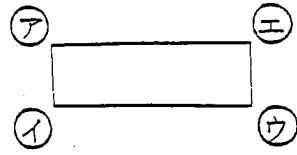
2 禁止期間

平成25年8月20日から平成25年11月30日まで

及び平成26年8月20日から平成26年11月30日まで

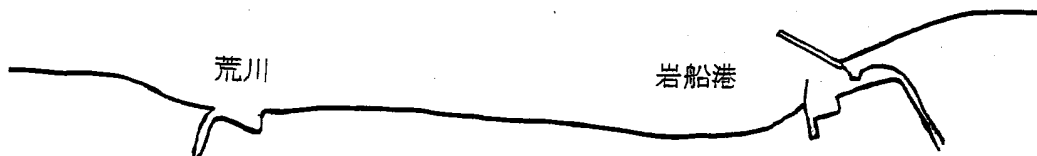
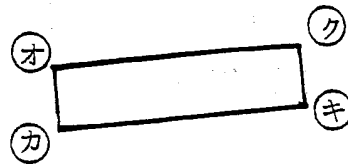
(1)

新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

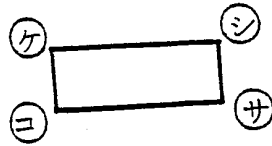


(2)

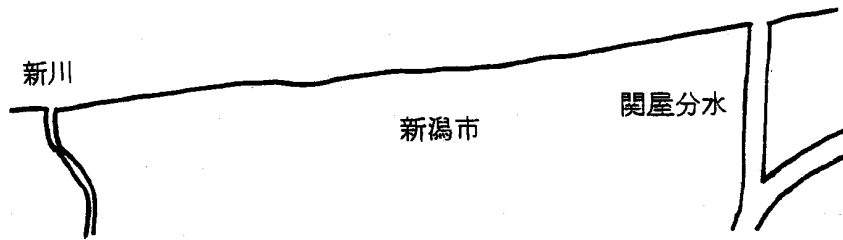
岩船地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



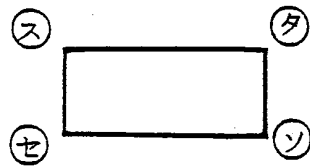
(3)



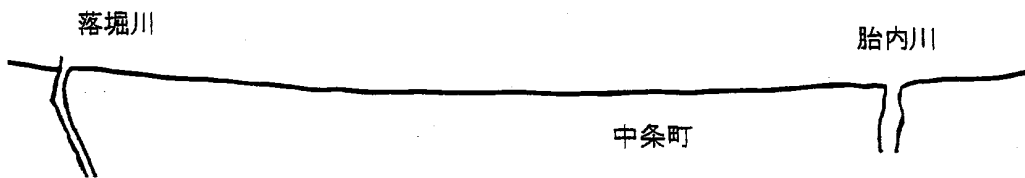
新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



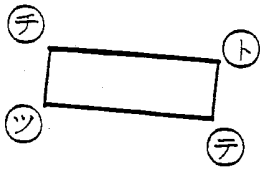
(4)



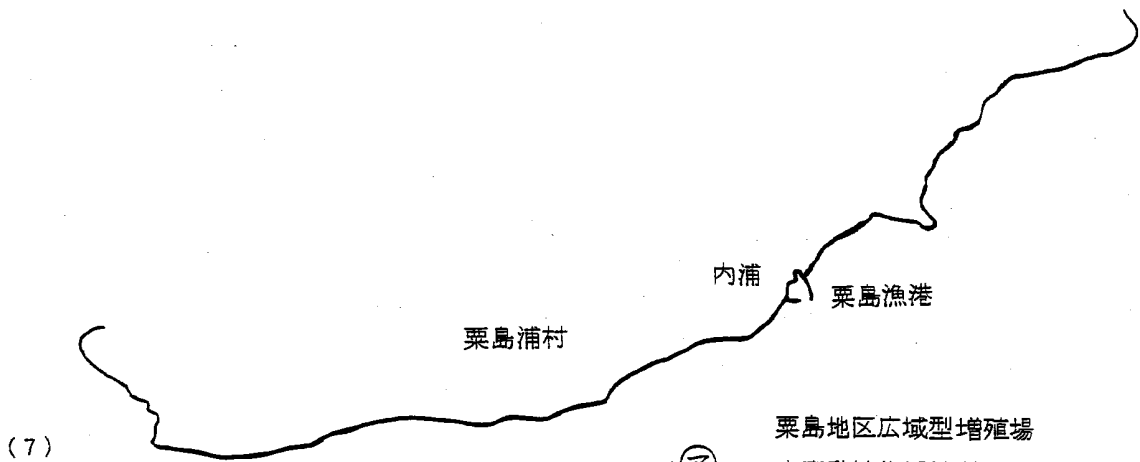
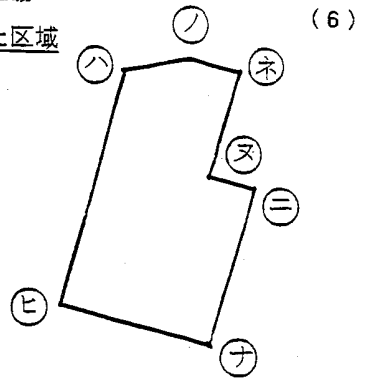
北蒲地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



(5) 上海府地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



山北地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



粟島地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

